

## 事務局規程

第1条 定款第37条の定める所により事務局を置き、本規定により事務を処理する。

第2条 事務局は事務局長と定款第35条に定める各部会事務局とする。

第3条 定款第37条第3項の定めるところにより、事務局長の任免は、理事会の議を経て会長が行うこととする。ただし各部会事務局職員の任免は各部会で行うこととする。

第4条 事務局長は、各部会事務局をまとめ、全体業務が円滑に進むよう調整する。ただし、各部会用務については、各部会事務局長の意思を尊重することとし、その用務の責は当該部会事務局長に帰するものとする。

第5条 各部会事務局は、事務局長を補佐し協会事務を共同で処理する。

第6条 この他、各部会事務局に関する規定は各部会規程の定めるところによる。

### 附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。